

令和4年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月13日 (採決)

令和4年 第4回 定例会 会議録

日時 令和4年12月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今長谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長		ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	花 田 篤
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	村 瀬 菊 子
福 祉 課 長	平 山 智 久	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範
学 校 教 育 課 長	田 中 久 善	こ だ も 育 成 課 長	松 岡 秀 策
社 会 教 育 課 長	藤 幸 三	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	生 野 崇
係 長	水 江 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 本日は全員出席で開議は成立いたします。

なお執行部では、栗原会計課長が病気療養のため欠席しております。

本日の日程に入ります前に、12月7日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言・字句等の訂正及び取消しを行っております。ご協力ありがとうございました。以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第52号「地方公務員の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第52号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。制定の主な内容は、職員の定年年齢を段階的に引上げ、65歳とする等の規定の整備を行うものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第53号「篠栗町職員の降給に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○議長（阿部 寛治） 古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第53号「篠栗町職員の降給に関する条例の制定について」

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、定年齢引上げによる役職定年制に伴う職員の降給に関する規定を整備するため、本条例を制定するものであります。

この条例については、令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することを賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第54号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第54号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」

本議案は、スポーツ庁による運動部活動の地域移行に関する検討会議並びに文化庁による文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、篠栗町立中学校における地域部活動移行を推進するための準備委員会を設置するにあたり、新たに本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

制定の主な内容は、社会教育委員・スポーツ推進委員・スポーツ協会役員・文化協会役員等と協議を重ね、関係者のニーズや課題の把握、情報発信を行い、部活動の地域移行を段階的に進めるためのものであります。

なお、本条例については公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第55号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案は総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第55号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につい

て」

本議案は、住居表示の実施に伴い、関係条例について所要の規定を整備するため、本条例を制定するものであります。制定の内容は、実施区域で変更となる町名等について、改正を行うものであります。この条例については令和5年2月4日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第56号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第56号「篠栗町議会議員及び篠栗町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和4年4月に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、公費負担に係る限度額が引上げられたことに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、選挙運動の公費負担に係る限度額が引上げられたことに伴い、政令に準じた改正を行うものです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第57号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第57号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立篠栗幼稚園・北勢門幼稚園を令和4年度末で廃園することに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、本条例にて設置されている町立幼稚園のうち篠栗町立篠栗幼稚園・北勢門幼稚園を削除するものであります。

なお、本条例は令和5年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 教育の機会均等という意味からすれば、当然、通園のための巡回バス等の代替措置等が必要だと思いますが、その辺りの審議はどうなっているか教えていただけますか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） その点につきましては、この廃園になる時点から、父兄の方にはご説明されておまして、今のところ保護者の通園で済ませるようにしていると。そのような声が多く出てきた場合には、検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、いいですか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 加えて、名称についての審査はなされておりますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） ただいま荒牧議員のご指摘でございますが、その点については議案にはございませんでしたので、発言を控えたいと思います。

以上です。

○議長（阿部 寛治）

はい、いいですか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 名称についての審査があったのかどうかをお尋ねしているんです。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） その点については、ございませんでした。

以上です。

○議長（阿部 寛治） ほかにありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 反対からよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ反対討論です。

○議員（荒牧 泰範） 12番、荒牧でございます。

わが町篠栗は、元来全国的に類を見ない3小学校区、3幼稚園、3児童館という、幼少期の教育をするには、このうえない最上級の環境にございました。ただ、時の流れとともに、社会情勢も変わり、夫婦共働きが増えるとなると、幼稚園に預けることや、児童館に遊びに行かせることも難しくなりましたので、これが、使用率が下がるということは致し方ないことだと思います。がしかし、営利目的でやっているわけではないし、たとえ園児が1人になろうとも、教育をしてあげるのが篠栗町の務めであろうと思います。その意味からすると、私は3つそのまま存続していただきたいと、ただいろんな面から、よしんば一つにしなくてはならないということであれば、当然、教育の機会均等からして、今まで金出区の方は、保護者さんがお子さんを歩いて篠栗幼稚園に連れて行けばよかったものの、今度は金出区の方は尾仲までどうやって連れていくのか。裕福な家庭の方ならば、複数台、自動車があるからよろしいでしょう。ただし、そういう家庭でない方、弱者という言葉が適切かどうか分かりませんが、その方たちを救済するという意味では、当然、巡回バスはセットでなされるべきでありますし、機会均等・弱者救済の意味から、そこの裏づけがない1園への閉園というのは、私としては反対です。

加えまして、尾仲区にある体育館、あれは篠栗町立尾仲体育館ですか勢門体育館ですか、違いますよね、あれは篠栗町立町民体育館なんです。となると、残る一つがなぜ勢門幼稚園なのか、当然皆さんに均等に使ってくださいということであれば、名称は、篠栗町立篠栗幼稚園であるべきです。

以上の観点から、この案に強く反対を申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第58号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 58 号「篠栗町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立児童館の指定管理者制度の運用に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。改正の主な内容は、放課後児童クラブ事業を指定管理者制度で運用することに伴い、利用者が申請する書類や、町が通知する書類等の様式を改めたこと及び入所に関する規定を改正するものでございます。この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 58 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 59 号「令和 4 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。

本案は予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 59 号「令和 4 年度篠栗町一般会計補正予算（第 6 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,546 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 124 億 335 万 7,000 円とするもので

あります。

歳出における主な事業では、

障がい者福祉費、自立支援サービス給付に 8,000 万円。

消防費、地域防災計画及び国土強靱化計画印刷製本費に 110 万円。

教育費、各小学校の教室分割工事に 3,382 万 5,000 円、電子黒板等購入費に 581 万 3,000 円、記念体育館外壁調査委託料に 159 万 5,000 円。

主な歳入では、

地方交付税 6,317 万 7,000 円の増。

国庫支出金 3,826 万 8,000 円の増。

県支出金 2,199 万 7,000 円の増。

町債 130 万円の増、とするものでございます。

債務負担行為については、インボイス導入支援業務委託、庁舎環境衛生管理業務委託、庁舎耐震診断及び補強実施設計業務委託、春らんまんハイキング事業委託、指定ごみ袋製造、外国語指導助手派遣業務委託、小中学校 ICT 支援業務委託に 7,966 万 2,000 円を追加するものです。

地方債については、借入限度額を変更するものとして、地域活性化事業に 130 万円を追加するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 59 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第60号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,467万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,238万1,000円とするものです。

補正予算の内容は、傷病手当金、及び令和3年度分の精算に伴い、県交付金等の額が確定したことによる返還金の増額補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第61号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3

号) について」

本議案は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出21万4,000円を増額し、収益的支出の総額を8億4,660万2,000円とし、収益的支出額に対し2,068万5,000円の黒字予算とするものであります。補正予算の内容は、支出において人件費の増額補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長から会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生、両常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生、両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りします。

本会議中に、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句・数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和4年第4回定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」をはじめ条例案7件、「令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)」をはじめ令和4年度補正予算案3件の上程いたしました10議案のうちすべてにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

議案第52号、議案第53号は、地方公務員の定年延長に関する議案でございました。民間企業においても定年延長が一般化する中、町職員の定年延長における公平性ある条例づくりは、町内民間企業の就業規則等の作成・運用の指針となるものであります。

議案第54号「篠栗町地域部活動準備委員会設置条例の制定について」は、部活動の地域移行に当たって、“地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる”という意識のもと、篠栗町立中学校における地域部活動移行を推進するための準備委員会を設置するにあたり、所要の規定を整備するための条例の制定でございました。この取り組みが教師の働き方改革にもつながるものであることをしっかりと理解し、早期に篠栗町における生徒のスポーツ・文化活動の最適化を図りたいと考えております。

議案第57号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」の審議の中で、貴重な反対討論をいただきました。討論の趣旨をしっかりと受け止めて今後新たな体制の中で考えてまいりたいと思っております。

12月9日に粕屋保健福祉事務所から最新の新型コロナウイルス感染症感染者数の報告が届きました。発生届が限定された9月26日以降、発生届の対象でない陽

性者については、医療機関から居住地の報告はなされませんので、保健福祉事務所で把握が出来る患者数のみの報告でございますが、ピークであった8月が2,084人、9月は487人、10月34人、11月93人、でございます。これまでの累計感染者数、11月末までですが、6,761人でございます。12月も11月と同レベルの感染者数になるのではないかと思います。

さて、第7次総合計画の策定も佳境に入ってまいりました。年内に予定している第4回審議会を経て、パブリックコメントを実施し、令和5年3月には答申を受け、4月から新たな総合計画実施の運びとなります。町行政のこれからの5年間の方向性をしっかりお示しできるように、審議会においてまとめていただく予定でございます。

最後に、11月30日に監査報告会を受けました。令和3年度分の事務監査・工事監査におきましては、議会の皆様の厳正なチェックをいただきつつ、粛々と事業推進・予算執行を行ってまいりましたが、監査委員からは、数点の指導と意見をいただきました。概ね順調に事務遂行がなされているとの評価を受けました。そのなかで、石内代表監査委員は、私も敬愛する稲盛和夫氏の言葉を引用され、今後の行政事務における心構えを示唆していただきました。「ダブルチェックの原理」と「完全主義を貫く」この2点でございます。他の自治体で大きなミスが起こったことを例に、ダブルチェックの励行とミスのない事務への取り組みの重要性を説いていただき大変勉強になりました。令和4年度分以降も、石内代表監査委員、今長谷議選監査委員のおふたりには、こうした大所高所に立った視点から監査を行っていただいていることに改めて感謝いたします。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

今後に向けた課題もご提示いただいております。それらの解決に向けて、案件によっては議会の皆様にお諮りし、課題解決に向けて努力してまいる所存でございますので、引き続き、議会の皆様に於かれましてはご指導・ご協力を賜りますようお願いいたします。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますようご祈念申し上げ、あわせて第8波の感染拡大がこれ以上広がらないことを祈り、来年こそウイズコロナの時代となりマスクを取って生活できる日常が戻ってくることを願ひまして、篠栗町議会令和4年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。長期間のご審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年間どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和4年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時45分